

# 平成21年度 廃棄物資源循環学会 研究討論会

開催日	時間	ホール(1階)	企画展示場(4階)
5月25日 (月)	10:00～	受付	
	10:30～12:30	レアメタル回収に向けた動きと分析手法相互検証への取り組み (物質フロー研究部会企画)	一般廃棄物処理計画について－3R・適正処理の推進のために (廃棄物計画部会企画)
	12:30～14:00	昼休み	
	14:00～14:50	平成21年度 総会	
	15:00～15:45	学会賞表彰および記念講演	
	16:00～17:00	新法人設立, 学会創立20周年記念 ■特別記念講演	
	17:10～17:50	■式典	
18:00～20:00		■レセプション	

5月25日(月) 10:30～12:30 企画展示場(4階)
<b>「一般廃棄物処理計画について－3R・適正処理の推進のために」</b> <div style="text-align: right;">(廃棄物計画部会企画)</div>
<p>①企画の背景 平成20年6月に「ごみ処理基本計画策定指針」(以下新指針という)が約15年ぶりに改定された。昨今のごみ処理をとりまく環境の変化、平成19年6月に提示された「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」の3つのガイドライン等の活用を踏まえたものとなっている。計画部会として、一般廃棄物処理事業の課題と、実際に新指針を活用しての一般廃棄物処理基本計画策定のあり方を探りたい。</p> <p>②討論会のめざすもの 各パネラーから次の説明を行う。 ○ごみ処理基本計画の位置づけと、計画で明らかにする全般的な内容について説明する。 ○平成20年6月に改定されたごみ処理基本計画指針の見直しで、留意点について説明する。 ○循環型社会形成推進に果たす一般廃棄物処理の役割と、計画で配慮すべきことについて説明する。 ○皆が目指す良い計画とは何かについて提案する。</p> <p>コーディネーターが、討論会参加者の意見を受けながら、良いごみ処理基本計画書とは何かを取りまとめる。また、国が5年ごとに示す廃棄物処理施設整備事業計画で盛り込んだ①地球温暖化対策との連携、②廃棄物系バイオマス利活用との連携、③廃棄物処理施設のストックマネジメントについて、これらを盛り込んだ計画とはどのようなものか討論する。</p>
<p>司会進行 谷川昇(北海道大学)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「ごみ処理基本計画の位置づけと今後の方向性について」西川光善(環境技研コンサルタント)</li> <li>「ごみ処理基本計画策定指針の改正について」土谷光重(日本環境衛生センター)</li> <li>「循環型社会形成推進に果たす一般廃棄物処理の役割について」橋詰博樹(環境省リサイクル・対策部廃棄物対策課長)</li> <li>「良いごみ処理基本計画とは何か」小泉春洋(地域計画建築研究所)</li> </ol>

平成21年度 廃棄物資源循環学会 研究討論会  
廃棄物計画部会企画

一般廃棄物処理計画について  
－3R・適正処理の推進のために

廃棄物計画部会 代表 古市 徹(北海道大学)  
幹事長 西川光善(株環境技研コンサルタント)



1

廃棄物計画部会の企画内容について

- 『循環型共生社会』
- 「循環型社会とは天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減される社会である」ことを認識し、その考え方の根底に、自然と空間及び時間の3つの共生軸をイメージすることが大切である。



2

## 平成16年度から21年度までの 企画内容



- 平成16年度: 廃棄物の減量化
- 平成17年度: 廃棄物等の発生抑制と排出抑制
- 平成18年度: 循環型共生社会における適正処理のための施設整備のあり方
- 平成19年度: 循環型共生社会における地域計画のあり方: 交付金制度を活用した実施例を踏まえて
- 平成20年度: 循環型共生社会のための廃棄物管理システムの広域化
- 平成21年度: 一般廃棄物処理計画について—3R・適正処理の推進のために

3

## H21年度 討論会 ポイント



- 平成20年6月に「ごみ処理基本計画策定指針」(以下新指針という)が約15年ぶりに改定
- 一般廃棄物処理計画をテーマとしてとりあげ、その位置づけ、改定内容で注目すること、循環型社会形成推進に果たす一般廃棄物処理の役割、及び良いごみ処理基本計画とは何かを話題提供し、良いごみ処理基本計画とは何かを討論する。
- 一般廃棄物処理計画と地球温暖化対策との連携、廃棄物系バイオマス利活用との連携、廃棄物処理施設のストックマネジメントについて討論する。

4

# ごみ処理基本計画の位置づけと 今後の方向性について

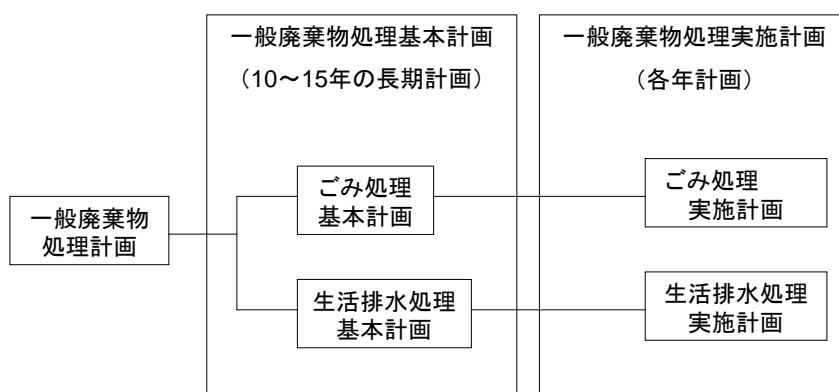


計画部会員 西川光善

- 1. ごみ処理基本計画の位置づけ
- 市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。

1

# 一般廃棄物処理計画の構成 (出所:ごみ処理基本計画策定指針)



2



## 新指針の内容

### 第1章 一般廃棄物処理計画

- 1. 一般廃棄物処理計画
- 2. 一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価
- 3. 他の計画との関係

### 第2章 ごみ処理基本計画

- 1. 基本的事項
  - (1)ごみ処理基本計画の位置づけ
  - (2)広域的取組の推進
- 2. 策定に当たって整理すべき事項
  - (1)市町村の概況
  - (2)ごみ処理の現況及び課題の整理
  - (3)ごみ処理行政の動向
  - (4)計画策定の基本的考え方
- 3. ごみ処理基本計画の策定
  - (1)ごみの発生量及び処理量の見込み
  - (2)ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
  - (3)分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
  - (4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
  - (5)ごみの処理施設の整備に関する事項
  - (6)その他ごみの処理に関し必要な事項
- 4. 計画策定に当たっての留意事項

3



## 注目点(1)

### ①市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための3つの支援ツール(平成19年6月)

- 一般廃棄物会計基準
- 一般廃棄物処理有料化の手引き
- 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
- これらに定められている事項を参考にして、**自らの一般廃棄物処理システムの改善を図っていくことが必要である**

4



## 注目点(2)

②市町村は、一般廃棄物処理計画について、PDCA サイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行うことが必要である

- Plan(計画の策定)
- Do(実行)
- Check(評価)
- Act(見直し)

5



## 注目点(3)

③他の計画との関係について

市町村は、地方自治法に基づいて策定されている基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を策定する。また、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。

- (1)環境基本計画
- (2)循環型社会形成推進基本計画
- (3)廃棄物処理法基本方針
- (4)廃棄物処理施設整備計画
- (5)廃棄物処理計画
- (6)他の市町村の一般廃棄物処理計画との関係
- (7)その他関連する市町村計画
- (8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等個別リサイクル法との関係

6

## 注目点(4)



④一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとされ、評価の方法について具体的に、解説がなされた

- 処理システムの水準及び処理システムの費用対効果から評価
  - 環境負荷をできる限り低減する循環型社会づくり
  - 住民等に対する公共サービス
- 客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について次の方法のいずれか、又は次の方法の組合せにより評価を行うこととしている。
  - 当該市町村で設定した目標値を基準値とした比較による評価
  - 国の目標値を基準値とした比較による評価
  - 全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価

7

## 注目点(5)



⑤分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分について

- 分別収集区分の類型Ⅰ～Ⅲ
- **バイオマスの有効利用の観点**から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とした
- 在宅医療廃棄物及び特別管理一般廃棄物たる感染性廃棄物についてその扱いを示した

8

## 注目点(6)



### ⑥ごみ処理施設の整備に関する事項で、必要に応じて循環型社会形成推進交付金制度を活用しながら、地域の自主性と創意工夫を活かし、循環型社会の形成を推進する

- 必要に応じてPFIの活用等を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとしたこと
- 厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要なごみ処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、ごみ処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る必要があることから、既存施設についてもストックマネジメント手法による長寿命化・延命化の検討を行うことが適当であるとした

9

## 注目点(7)



### ⑦計画策手に当たっての留意事項

- 計画策定に当たっては、地域のごみの処理のみならず、地球温暖化防止の観点等の地球規模における環境保全の視点から検討を行うことが望ましいとした
- 本計画に基づいて中長期的な展望に立ったごみ処理システムの構築を行っていくこととなるため、廃棄物処理技術の進展に十分留意しながら計画を策定することが望ましい
- 本計画で定めた目標値を達成するためには、基本施策を計画的に実現する必要があることから、計画を実現するためのスケジュールを立てることが適当である
- ごみ処理基本計画の公開として、策定したごみ処理基本計画については、市民、排出事業者、廃棄物処理業者等に広く周知されるべきものであり、市町村の公報やホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供を行う必要があるとしたこと。

10



# 今後のごみ処理基本計画の方向性



## ①地球温暖化防止に配慮した計画書

一般廃棄物処理事業に関して、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理システムの導入を進めていく。分別区分や使用機材の配慮、処理施設の導入に関して十分な検討と、実行計画策定が必要とされる。

## ②廃棄物系バイオマス利活用を配慮した計画書

これまで可燃ごみとして処理されてきたごみの中から資源物(プラスチック類や紙類を含む)の分別が進んでくると、残るごみ組成は厨芥ごみ、剪定枝等の草木類が多くなる。このようなごみ質変化に対して、どのようなごみ処理システムを構築していくか、十分な検討が必要となる。

## ③ストックマネジメントを意識した、事業計画的な計画書

適切なストックマネジメントは施設の維持管理に要する費用を最適化する。適切なストックマネジメントを実行するには、施設の点検や補修、交換等の施設履歴を明らかにするに関する台帳(資産台帳)や、実際に状況を把握できる機能診断(写真記録や測定記録、必要であればオーバーホール等も行う)が必要である。現状では、維持管理に関する計画書はごみ処理基本計画には記載する必要はなく、各年度に策定されるごみ処理実施計画に記載される。ストックマネジメントに必要なごみ処理施設の各設備の情報は、ごみ処理基本計画やごみ処理実施計画には特に記載する定めがない。また、長期の経費関連見通しの計画は特に定めがない。

# ごみ処理基本計画策定指針の改定について

平成21年度廃棄物資源循環学会  
研究討論会 2009.5.25

(財)日本環境衛生センター 西日本支局

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画

1. 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール  
(平成19年6月)を活用した**一般廃棄物処理システムの改善**

- 一般廃棄物会計基準
- 一般廃棄物処理有料化の手引き
- 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

2. 一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価

3. 他の計画との関係

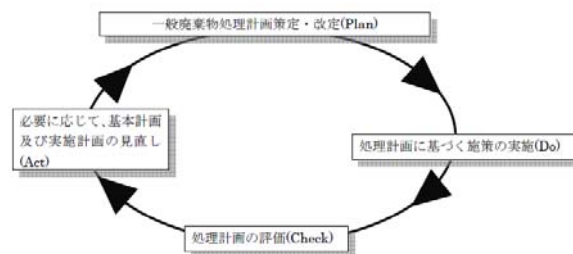


図2 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1. 基本的事項

#### (1) ごみ処理基本計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

##### ごみ処理の優先順位

- ①できる限り排出を抑制
- ②再使用
- ③再生利用
- ④熱回収
- ⑤適正な処分を確保

NEW!!



廃棄物処理法の基本方針に示された優先順位

#### (2) 広域的取組の推進

ごみの処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。

### 2. 策定に当たって整理すべき事項

#### (1) 市町村の概況

##### ①人口動態

- 過去10年間程度の推移
- 年齢別・性別の構造を示す図(人口ピラミッド等)

NEW!!

##### ②産業の動向

- 産業構造や従業者人口、事業所数、土地利用状況等
- 許可業者の収集先の業種形態や多量排出事業所の状況
- 廃棄物処理の結果生じた生成物を有効に活用できる産業の有無

NEW!!

##### ③市町村の総合計画等との関係

○市町村等におけるごみ処理基本計画が、当該市町村等における総合計画等と齟齬が生じることのないよう、今後の市町村の基本方針や廃棄物に係る基本方針等について整理

## (2)ごみ処理の現況及び課題

### ①ごみ処理フロー

○直近年の実績をフローチャート等で図示

### ②ごみ処理体制

○ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営管理体制などを整理

### ③ごみ処理の実績

○ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状(組成、ごみの発熱量を含む)、温室効果ガス排出量等の状況について、原則として過去5年間以上の実績を把握・整理  
○ごみ処理に係る財政及び処理コストなどについて、原則として過去5年間以上の実績を把握・整理するよう努める。

○一般廃棄物会計基準に基づくコスト分析を実施している場合は、その結果を掲載



### ④ごみ処理の評価

③で整理した実績を基に、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表を作成して表示し、公表



### ⑤課題の抽出

実績を整理した結果を基に、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などの項目ごとに課題を抽出する必要がある。

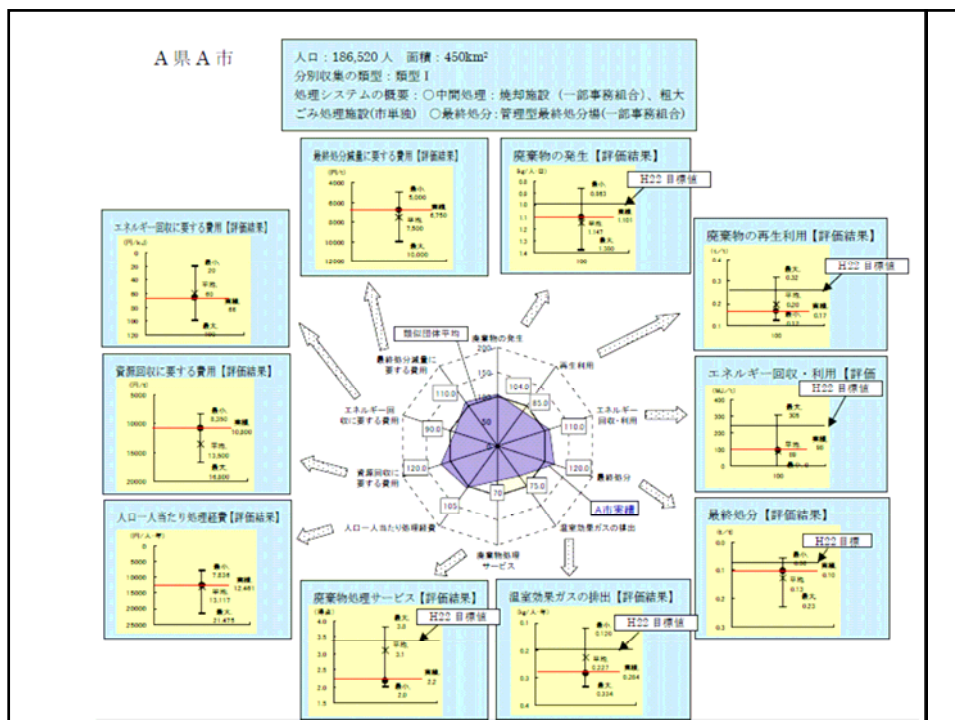
## (3)ごみ処理行政の動向

国や都道府県におけるごみ処理行政の動向、近隣市町村における動向等について整理

## (4)計画策定の基本的考え方

①計画策定の趣旨

②計画の位置付け



### 3. ごみ処理基本計画の策定

ごみ処理基本計画では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定める必要がある。

#### (1)ごみの発生量及び処理量の見込み

計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理量等の見込み、他の市町村からの搬入（あるいは、他の市町村への搬出）等を勘案して、ごみの種類別に定めるものとする。

特に、近年ごみの発生量が一般に減少傾向にあることを考慮すること。

##### ①人口及び事業活動等の将来予測

###### ア. 人口の将来予測

トレンド法・**ニュー**コーホート要因法・市町村の基本構想に示された将来予測人口

###### イ. 事業活動等の将来予測

状況に応じて従業者数や事業所数の推移や経済状況の変化を予測

## ②ごみ発生量の将来推計

NEW

循環型社会形成に向けた改善を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように変化するかについての推計



家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、再生利用の促進のために実施する政策を踏まえた排出抑制目標値を設定



分別収集区分の変更等を踏まえ再生利用の目標値を設定



目標達成後のごみの種類別の発生量について、それぞれ収集(直営・委託)、直接搬入、集団回収等の別に施策の効果等を検討した上で予測



ごみ処理量の見込み

## (2)ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの排出の抑制のための方策については、市町村、住民及び事業者において講ずべき方策について、それぞれ定めるものとする。

### ①市町村の役割

NEW

ア. **ごみ処理有料化の実施**、イ. 環境教育、普及啓発の充実、ウ. 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底、エ. 容器包装廃棄物の排出抑制(レジ袋対策)、オ. リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進、カ. 環境物品等の使用促進

### ②住民の役割

ア. 住民団体による集団回収の促進等、イ. 容器包装廃棄物の排出抑制、ウ. リターナブルびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

### ③事業者の役割

ア. 発生源における排出抑制、イ. 過剰包装の抑制、ウ. 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制、エ. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等、オ. 食品廃棄物の排出抑制

### (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

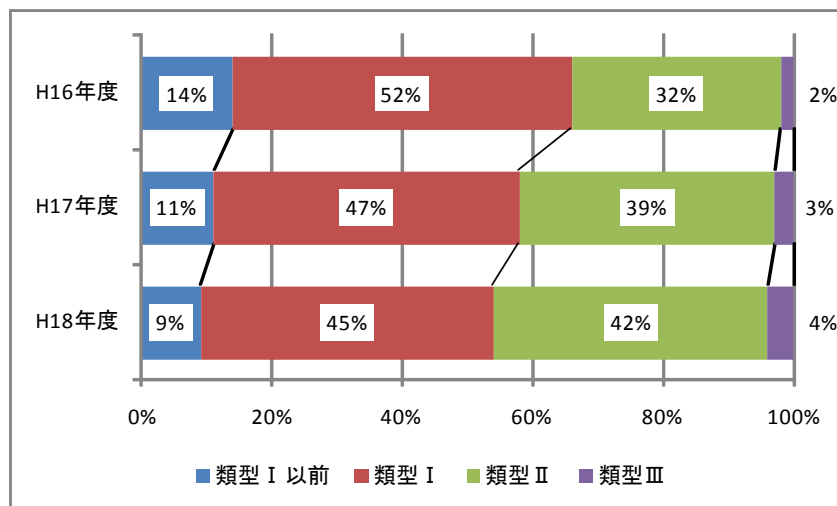
○分別収集の対象とするごみの種類については、円滑かつ適正な再生を進める見地から、地域の実情を踏まえつつ、再生品市場の存在、再生の容易性、再生品の経済的価値、減量効果の程度等を総合的に勘案して定める

○処理システムの指針に準じ、分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあつては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあつては類型Ⅱを、更に意欲のある市町村については類型Ⅲ分別収集区分の見直しの際の目安とする

○分別収集区分は、生活系ごみに適用されるものであり、事業系ごみについては、地域事情に応じて本区分に準じて適切な分別収集区分を設定  
○在宅医療廃棄物については、関係者と連携を図りつつ、地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置づける等の所用の手続きを取る

○特別管理一般廃棄物たる感染性廃棄物については、公衆衛生の保持及び病原性微生物の拡散防止の徹底の観点から、より安全に配慮した取扱を要することから、他の廃棄物と分別

NEW



分別収集区分タイプの推移(該当する市町村数の比率)

#### (4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体について定めるものとする。

また、処理の方法については、①収集・運搬計画、②中間処理計画（再生利用を含む。）及び③最終処分計画について、それぞれ定めるものとする。

##### ①収集・運搬計画

○分別の区分ごとに、収集形態、収集回数、収集体制、収集・運搬量などについて検討

○収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、ごみの種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保

○多量に排出される事業系ごみや小売店の引取義務の対象とならない廃家電(義務外品)、市町村の処理施設では受入できない廃棄物については、その種類、排出先、処理ルート、処理方法など基本的事項について定めることが適当

NEW

##### ②中間処理計画(再生利用を含む。)

○処理システムの指針に提示されている「適正な循環的利用及び適正処分の方法」を参考にして、市町村において地域事情に応じ適切な方法を選択

○焼却処理に当たっては、温室効果ガスの排出抑制の観点から、ごみ発電等の余熱利用に積極的に取り組む

○感染性廃棄物をごみ処理基本計画の中に位置づけ、その処理の推進を図る

##### ③最終処分計画

○生ごみ、木くず等有機物の最終処分場への直接埋立については、温室効果の高いメタンを発生することから、できるだけ早期に停止

NEW



#### (5)ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみ処理施設については、「(4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」に基づき、施設の種類ごとに施設能力、処理方式等について定めるものとする。

○必要に応じて循環型社会形成推進交付金制度を活用しながら、地域の自主性と創意工夫を活かし、循環型社会の形成を推進する

○必要に応じてPFIの活用等を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努める

○コスト縮減を図りつつ、必要なごみ処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、ごみ処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進



#### (6)その他ごみの処理に関し必要な事項

廃棄物減量化等推進協議会の設置・審議事項、廃棄物減量化等推進員の委嘱・活動、事業者の協力内容、廃棄物再生事業者の協力内容等について、基本方針等を定める。

また、廃棄物にかかる災害対策について基本的な考え方を定めるものとする。

①廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

②事業者の協力

③災害対策



○市町村は、「震災廃棄物対策指針」(平成10年10月)及び「水害廃棄物対策指針」(平成17年6月)を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定

○施設の耐震化や、浸水対策、災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の整備等ごみ処理全般に関わる事項が災害廃棄物処理計画に位置づけられている場合には、同様の事項がごみ処理基本計画においても定められていることが望ましい

④不適正処理、不法投棄対策

## 4. 計画策定に当たっての留意事項 **NEW!!**

### (1)地球温暖化防止への配慮

本計画の策定に当たっては、温室効果ガスの排出量の削減について配慮

### (2)地域の状況に応じた長期的展望に基づくシステムの選択

地域の状況や技術の動向等を踏まえて十分に検討し、長期的展望に合ったシステムの選択を行うことが適当

### (3)計画の実現スケジュール

ごみ処理基本計画に位置づけられている施策については、計画期間(5年間)の大まかな実施スケジュール

### (4)ごみ処理基本計画の公開

市町村の公報やホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供

## 市町村一般廃棄物処理システム比較分析表作成のための支援ツール

現在試行版として、(財)日本環境衛生センターのホームページ上で公開

※試行版のため、市町村・都道府県に限定して公開。環境省より本システムを利用するためのパスワードが連絡されている。

# 市町村一般廃棄物処理システム

## 評価支援ツール(試行版)

An Evaluation Support Tool of General Waste Disposal Treatment System for Local Governments

平成18年度実績版

財団法人 日本環境衛生センター

※本支援ツールは、環境省「平成19年度市町村の廃棄物処理事業の3R化に向けた改革調査」により構築したもので、



The screenshot shows the Microsoft Excel interface for the evaluation tool. The main window is titled "Microsoft Excel - 処理システム評価支援ツール公開用(2008.4.15).xls". The spreadsheet is open to a sheet named "入力画面".

The spreadsheet content includes:

- Header: "1) 下欄に都道府県名、市町村名を記入して下さい。"
- Input fields: "都道府県名" (Prefecture Name) with "福岡県" (Fukuoka Prefecture) entered, and "市町村名" (Municipality Name) with "那珂市" (Naka City) entered.
- Table: "市の概要" (City Overview) with the following data:

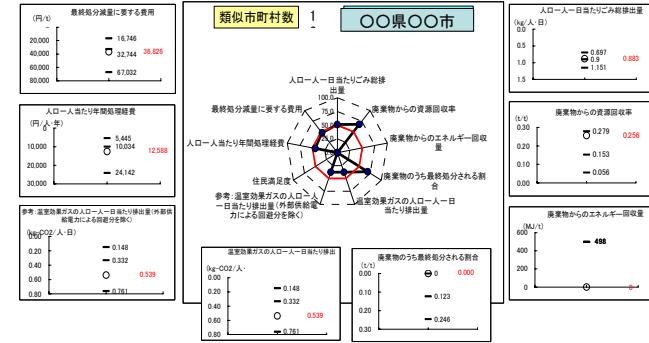
人口	61,256
産業構造	三次・二次人口比率 81.9
	三次人口比率 53.6
都市形態	都市
人口区分	Ⅱ
産業構造	1
市の構造区分	都市Ⅱ1
類似市町村数	16
- Text: "類似市町村数が少ない場合は、2) 以下で調整が必要となります。処理システムの指針では、政令指定都市以上の市町村数を確保することが望ましいとされています。"
- Text: "2) 類似市町村数が少ない場合は、次の操作を行って下さい。"
- Text: "① 産業構造を考慮しない場合は、下のセルを「①産業構造を考慮しない」にして下さい。"
- Text: "② 産業構造を考慮する"

A callout box on the right side of the spreadsheet contains the text: "基本的には、都道府県名と市町村名を入力すると、全国の市町村から人口・産業構造が類似した市町村を抽出する"

## 出力画面

### 標準的な指標1 (偏差値によるレーダーチャート)

市町村名	福岡県朝倉市	人口	61,356人
産業	1	1次・2次人口比率	81.9%
		1次人口比率	53.8%
類似都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅱ	55,000人以上～80,000人未満
	産業構造	1	1次・2次人口比率55%未満、1次人口比率90%以上



レーダーチャートが自動表示される。

比較したい町のレーダーチャートを重ね書きすることも可能

類似市町村の中で、レーダーチャート比較を行いたい市町村名を都道府県名と続けてご記入下さい。(例: 福岡県大牟田市) 記入した市町村の指標値をレーダーチャートに書き込むことができます。

備考: エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値としての数値として下さい。温室効果ガスについては、出力シート5温室効果ガス確認シートにより、類似市町村のデータ把握状況を確認して下さい。

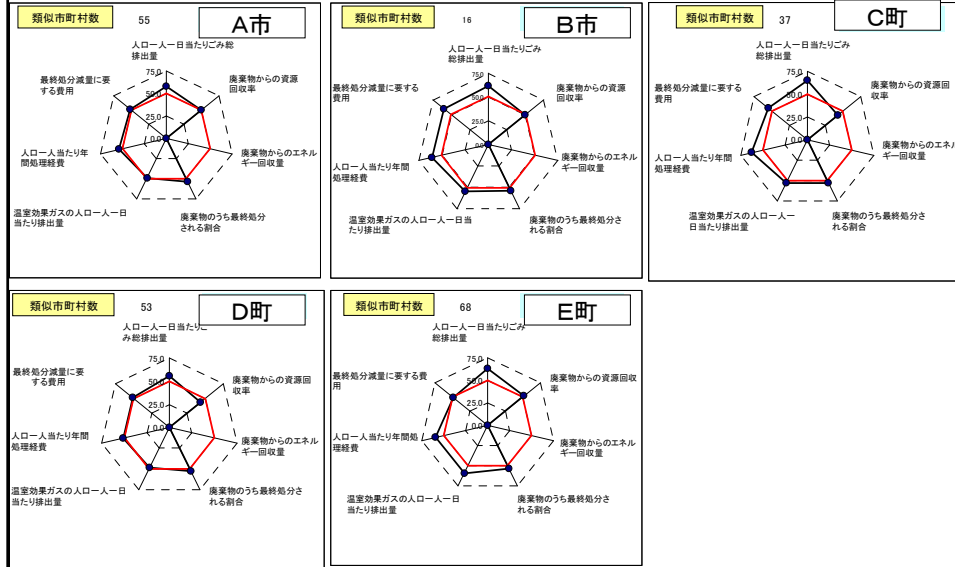
## 結果一覧表

最新年度のデータを上書きすることにより、データの変更が可能。

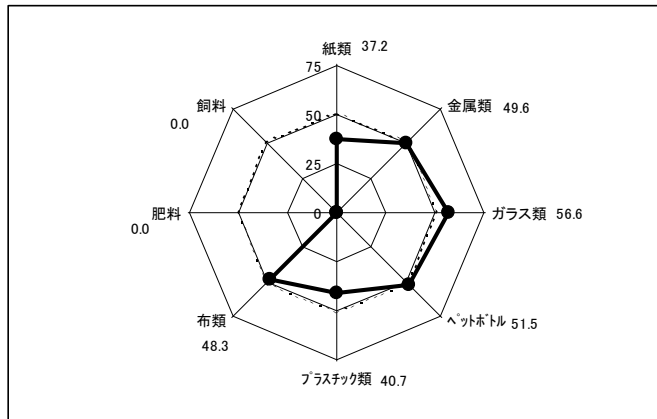
標準的な指標		人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (ROF除く) (t/t)	廃棄物からのエネルギー回収率 (MJ/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量 (kg/人・日)	電等による回避分を除く温室効果ガス排出量 (kg/人・日)	住民満足度 (得点)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)			
平均		0.9	0.153	498	0.123	0.332	0.332	-	10,034	32,744			
最大		1.151	0.279	498	0.246	0.761	0.761	0	24,142	67,032			
最小		0.697	0.056	498	0	0.148	0.148	0	5,445	16,746			
標準偏差		0.138	0.06	0	0.065	0.169	0.17	-	4,471	13,835			
当該市町村実績		0.883	0.256	-	0	0.53944	0.53938	-	12,588	36,826			
偏差値指数		51.2	67.2	-	68.9	37.7	37.8	-	44.3	47.0			
都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (ROF除く) (t/t)	廃棄物からのエネルギー回収率 (MJ/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量 (kg/人・日)	電等による回避分を除く温室効果ガス排出量 (kg/人・日)	住民満足度 (得点)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
青森県	02205	青森県五所川原市	都市ⅡⅠ	64,237	1.038	0.069	-	0.229	0.14929	0.14929	-	7,072	20,810
茨城県	08212	茨城県常陸太田市	都市ⅡⅠ	62,394	0.843	0.159	-	0.101	0.52766	0.52766	-	7,151	22,844
千葉県	12215	千葉県旭市	都市ⅡⅠ	70,497	1.151	0.136	-	0.246	0.37284	0.37284	-	7,987	22,608
千葉県	12237	千葉県山武市	都市ⅡⅠ	60,452	0.721	0.178	-	0.083	0.25648	0.25648	-	12,304	49,987
新潟県	15224	新潟県佐渡市	都市ⅡⅠ	68,722	0.992	0.141	-	0.051	0.46135	0.46135	-	24,142	67,032
山梨県	19211	山梨県笛吹市	都市ⅡⅠ	71,538	1.055	0.137	498	0.091	0.2575	0.25378	-	11,231	32,019
和歌山県	30208	和歌山県紀の川市	都市ⅡⅠ	70,539	0.785	0.107	-	0.152	0.1513	0.1513	-	13,951	55,797
広島県	34209	広島県三次市	都市ⅡⅠ	60,470	0.862	0.279	-	0.114	0.26923	0.26923	-	9,716	32,566
山口県	35204	山口県萩市	都市ⅡⅠ	59,032	1.046	0.247	-	0.073	0.14811	0.14811	-	11,649	27,099
福岡県	40228	福岡県朝倉市	都市ⅡⅠ	61,356	0.883	0.256	-	0	0.53944	0.53938	-	12,588	36,826
熊本県	43206	熊本県宇佐市	都市ⅡⅠ	72,817	0.697	0.153	-	0.163	0.20281	0.20281	-	8,627	37,298
熊本県	43208	熊本県山鹿市	都市ⅡⅠ	59,500	0.701	0.153	-	0.177	0.281	0.281	-	7,037	32,491
熊本県	43213	熊本県宇城市	都市ⅡⅠ	64,385	0.739	0.122	-	0.048	0.25285	0.25285	-	5,445	18,578
大分県	44211	大分県宇佐市	都市ⅡⅠ	63,068	0.96	0.128	-	0.139	0.4713	0.4713	-	10,103	32,176
鹿児島県	46208	鹿児島県出水市	都市ⅡⅠ	58,740	0.94	0.135	-	0.12	0.76149	0.76149	-	5,750	16,746
沖縄県	47214	沖縄県宮古島市	都市ⅡⅠ	55,532	0.984	0.056	-	0.18	0.20877	0.20877	-	5,785	19,022

新指針に基づくごみ処理基本計画の策定事例(処理システムの指針を中心に)

ごみ処理基本計画における実施例(標準的な指標)



ごみ処理基本計画における実施例(品目別再生利用)



## まとめ—新指針を用いて—

### 【感想】

- 市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、市町村担当者や審議会委員に分かりやすい説明が可能である。
- 目標値の設定が、客観的なデータに基づいて設定可能であり、受入れやすい。

### 【ポイント】

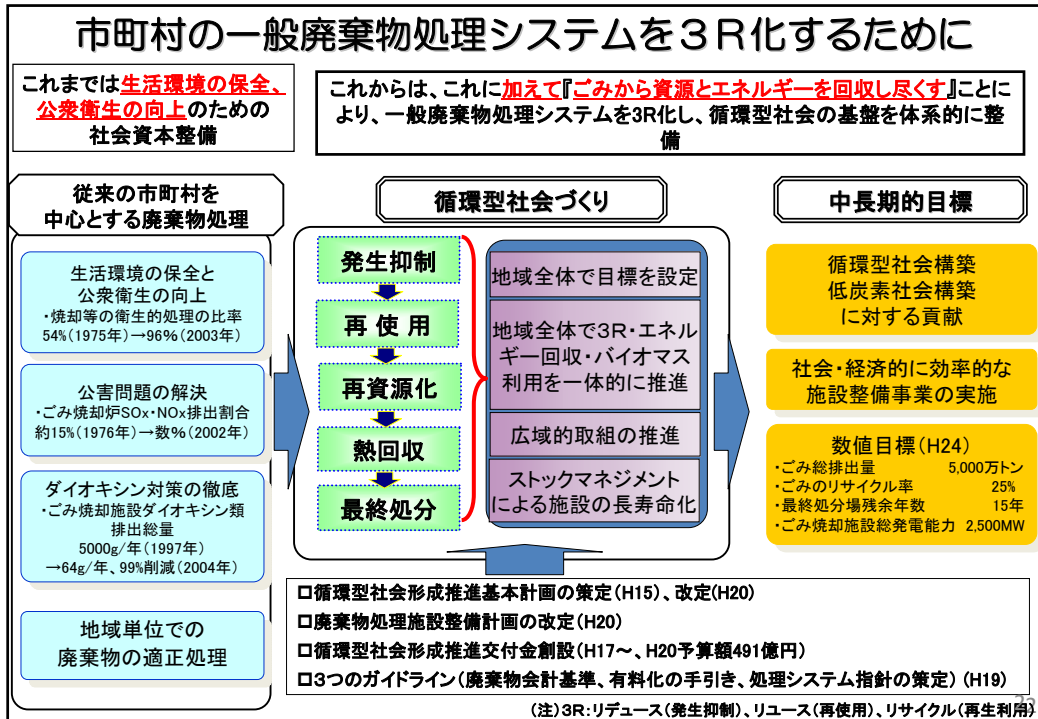
- ☆市町村担当者や審議会委員・住民に現状を正確に把握してもらい、興味を持ってもらうこと。
- ☆ごみ処理基本計画を住民・事業者・行政のコミュニケーションツールとして活用すること。



# 循環型社会形成に果たす 一般廃棄物処理の役割について

平成21年5月25日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長 橋詰 博樹  
www.env.go.jp



一般廃棄物の適正処理・3Rの推進(1)  
-環境省・都道府県及び政令指定都市等環境担当  
部局長会議資料(平成21年1月19日)より-

(1)循環型社会の形成と環境保全

廃棄物・リサイクル行政の目的が、生活環境の保全、公衆衛生の向上や公害問題の解決に加え、循環型社会の形成をも目指していることを踏まえ、環境保全を前提としつつ、3Rにも重点を置いた最適なりサイクル・処理システムを構築する。

3

1. 循環型社会形成推進基本法

⇒循環型社会形成推進基本計画 →廃棄物処理法の基本方針

第1条:循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分…が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

第3条:循環型社会の形成は、…環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

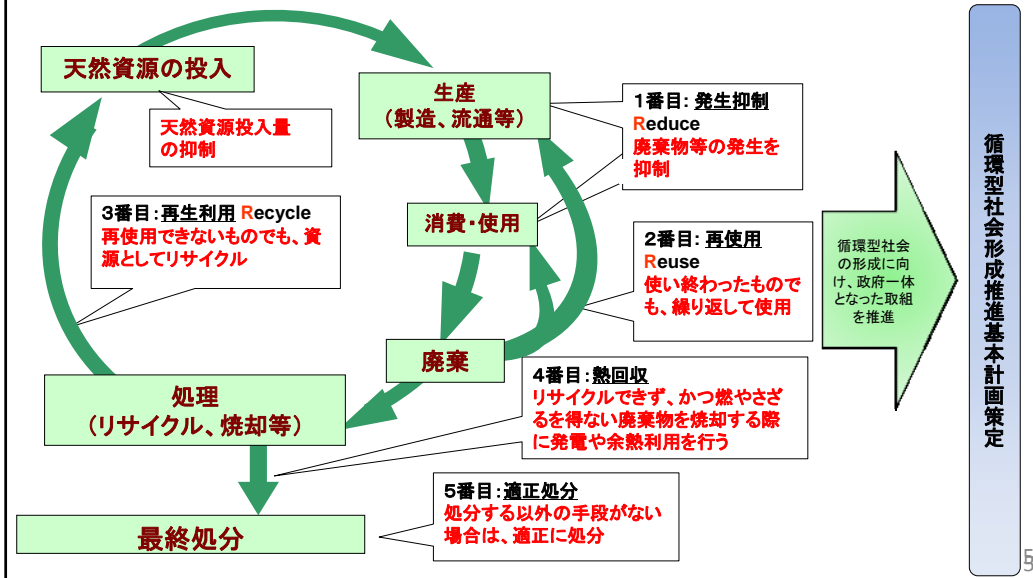
第7条:循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、…環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、…行われなければならない。

4

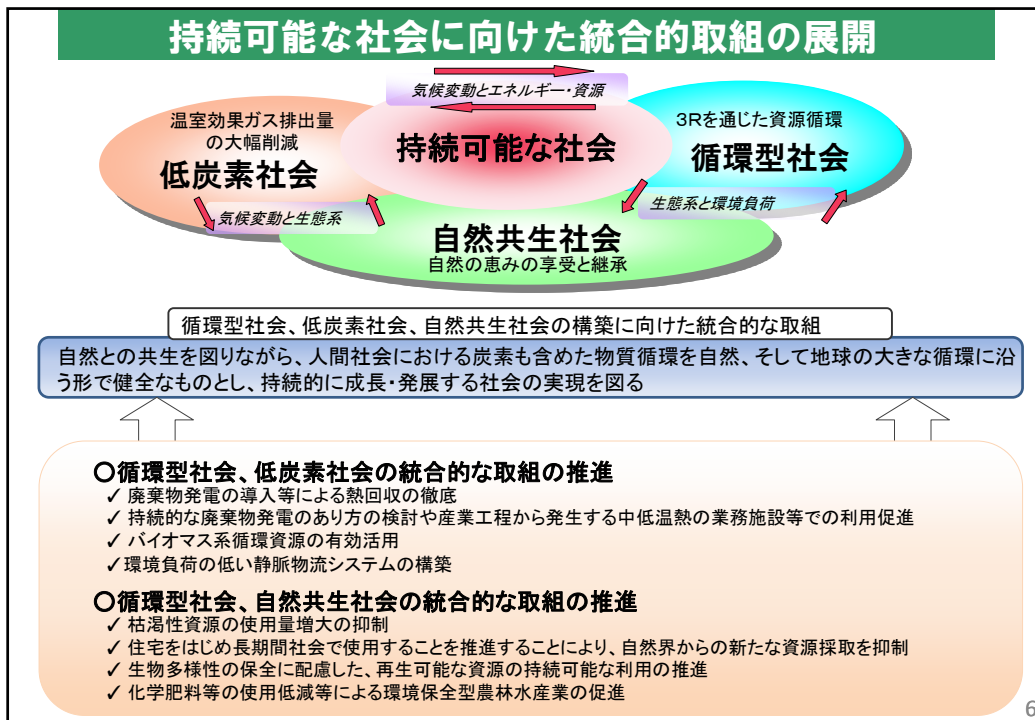


## 循環型社会と3R

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会 【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布、13年1月完全施行）第二条】



## 持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

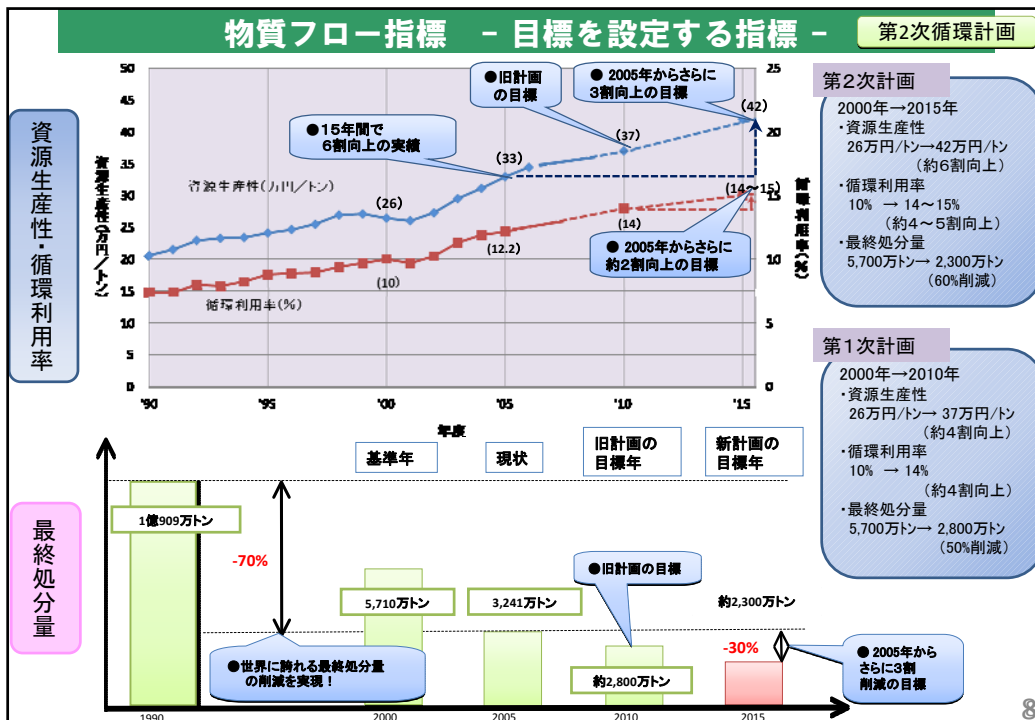


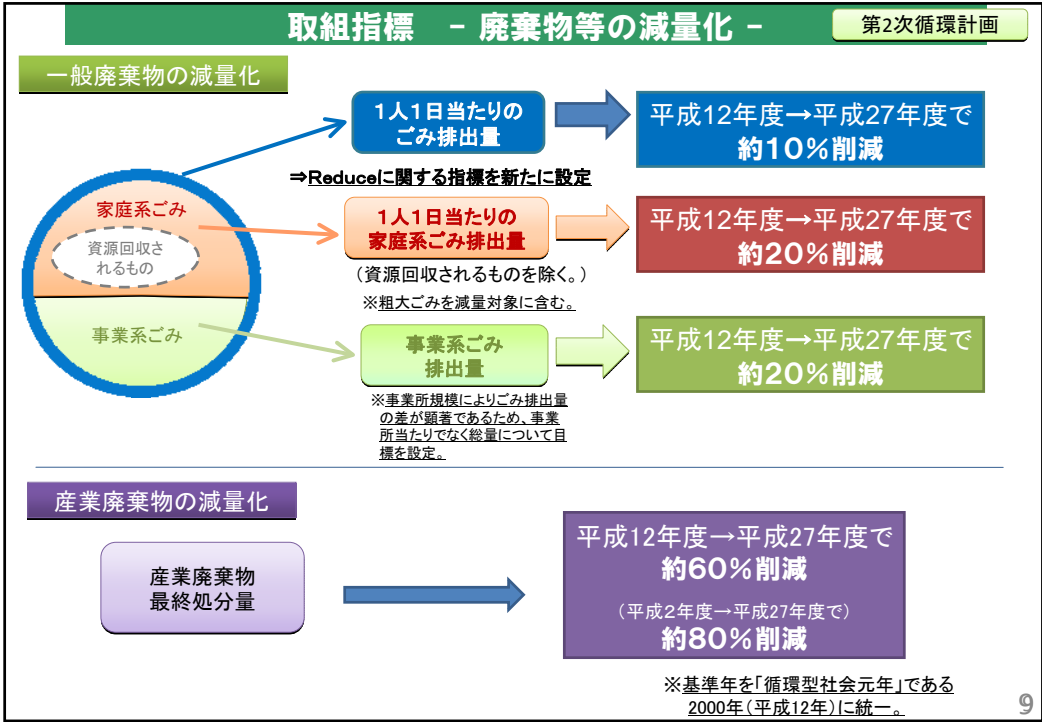
## 第2次循環型社会形成推進基本計画のポイント

今日、環境保全是、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、新たに以下の内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進。

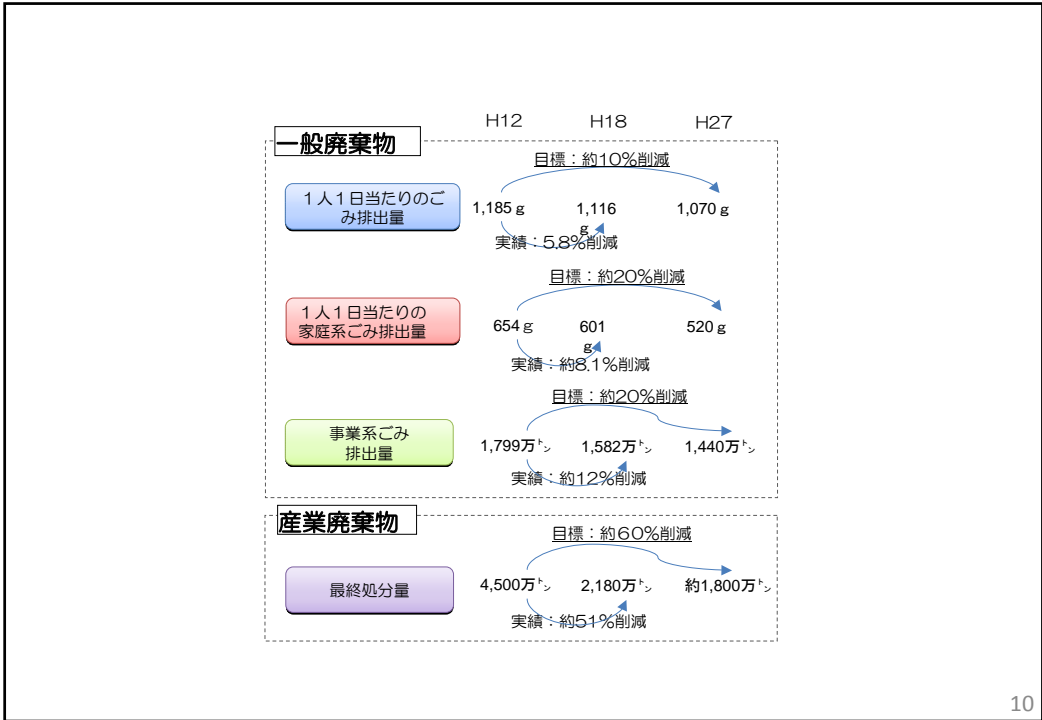
- ①環境の保全を前提とした循環型社会の形成
- ②循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
- ③地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
- ④数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
- ⑤3Rの技術とシステムの高度化
- ⑥各主体が連携・協働した3Rの取組
- ⑦国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

7





9



10

## 一般廃棄物の適正処理・3Rの推進(2)

### (2) 廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく基本方針と三つのガイドライン

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

-第1条:この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第5条の2:環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針…を定めなければならない。

11

・廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく基本方針(平成17年5月改正)において、市町村は、以下を求められている。

- ①一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供を行い、分析結果を様々な角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、
- ②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進すること、
- ③一般廃棄物処理システムの変更等の際には、必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者にも明確に説明すること

・このような取組みを支援するため、環境省は平成19年6月末、①一般廃棄物会計基準、②一般廃棄物処理有料化の手引き、③一般廃棄物処理システムの指針を、市町村に提供。

12

## 3R化ガイドラインの概要

### 1. 一般廃棄物会計基準（コスト分析のガイドライン）

- ◆市町村の一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法
- ◆目的は次のとおり。
  - ①市町村が納税者に対して事業のコスト内訳等を説明
  - ②市町村が事業運営のあり方を検討する基礎情報
  - ③市町村が費用対効果を検証し、費用対効果の優れた事業に改善

### 2. 一般廃棄物処理有料化の手引き（有料化のガイドライン）

- ◆有料化導入を促進するため、有料化導入を検討する際の検討手法を提示
- ◆具体的には次のとおり。
  - ①料金体系、料金水準、徴収方法、収集体制の変更等
  - ②円滑な導入及び実施（不法投棄等への対応）
  - ③有料化制度の評価と見直し

### 3. 一般廃棄物処理システム指針（分別収集、処分等のガイドライン）

- ◆標準的な分別収集区分、分別収集区分に応じたりサイクル・エネルギー回収、適正処分の方法を提示
- ◆一般廃棄物処理システムの効果の評価尺度（発生抑制、資源回収、エネルギー回収、最終処分割合、温室効果ガス、処理経費等）を提示

13

## 一般廃棄物の適正処理・3Rの推進(3)

### (3)ごみ処理基本計画策定指針の改定

・平成20年6月19日「ごみ処理基本計画策定に当たっての指針について」において、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を改めて取りまとめるとともに、「ごみ処理基本計画策定指針」の改定について周知。

・都道府県を通じ、市町村の処理責任や一般廃棄物処理計画の重要性を改めて認識した上で、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用がなされるよう、市町村に対する周知徹底・指導を依頼。

14

## ・一般廃棄物処理計画の策定状況

一般廃棄物処理計画の策定状況(平成19年3月。47都道府県  
1,831市町村を対象。アンケート回収率84.4%)

策定状況(n=1,535)	未策定理由(n=249)
策定済み:80.8%	市町村合併:50.3%
策定予定:10.6%	財政的理由:19.3%
未策定:8.5%	策定義務を不知:13.3%

見直し頻度(n=1,299)	策定予定(n=284)
5~10年:48.8%	1~2年以内:57.0%
5年以下:25.8%	3~4年以内:15.5%
不定期:21.3%	5年以降:8.8%
	予定無し:18.7%

15

## 新ごみ処理基本計画策定通知のポイント①

### ◆環境保全の重要性

#### ■廃棄物処理法の目的

- ・生活環境の保全及び公衆衛生の向上

#### ■循環型社会は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を基盤として初めて存立しうるもの

#### ■第2次循環計画においても、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜

- ・『環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題』



市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保されることを軸に循環型社会の形成のための施策を推進

16

## 新ごみ処理基本計画策定通知のポイント②

### ◆市町村の一般廃棄物処理責任の性格

- 廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有する。
  - ・市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は市町村が有する。
- 市町村が委託により一般廃棄物を処理する場合
  - ・委託基準（受託者の能力要件、委託料が受託業務を遂行するに足る額など）の遵守
  - ・環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視
  - ・受託者が一般廃棄物処理基準に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分までの適正な処理を確保
  - ・受託者による不適正な処理が行われた場合（キンキクリーンセンターの事案など）、市町村は一般廃棄物の統括的な処理責任を有していることに鑑み、委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境保全上の支障の除去や発生防止のための措置を講じるべき。

（※H16.8.5付け環境省廃棄物対策課長通知参照）

市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重い。

17

## 新ごみ処理基本計画策定通知のポイント③

### ◆一般廃棄物処理計画の策定及び適用

- 廃棄物処理法に基づき、市町村はその区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、それに従って区域内の一般廃棄物の処理を行わなければならない。
- 市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、すべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるのが一般廃棄物処理計画
- ごみ排出量の減少傾向、環境保全の重要性等を踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定・適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底

（※H16.8.24付け環境省廃棄物対策課長通知参照）

18

## 一般廃棄物の適正処理・3Rの推進(4)

### (4) 廃棄物処理施設整備計画

・廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施のため、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を定めてきているが、平成20年3月、**平成24年度までを計画期間とする新しい廃棄物処理施設整備計画を閣議決定。**

**「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の重要性**を改めて強調するとともに、新たに**ごみ総排出量の減量化目標**を計画に位置付け、**ごみの排出削減を前提とした施設整備**を推進。また下記を盛り込む。

- ①地球温暖化対策との連携
- ②廃棄物系バイオマス利活用との連携
- ③廃棄物処理施設のストックマネジメント

19

## 廃棄物処理施設整備計画改定のポイント(平成20年3月)

### 現行計画の評価

- 廃棄物処理施設整備計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上とともに、循環型社会を形成する上で、重要な役割を果たしてきた。
- 一方、地域によっては、一般廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫しており、引き続き廃棄物の減量化、再生利用等の推進が必要。

### 基本理念

- 廃棄物処理の3R化の推進
- 地域の自主性と創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

### 廃棄物処理施設整備の重点、効果的かつ効率的実施

1. 市町村の一般廃棄物処理システムの3R化改革
2. 地球温暖化防止にも配慮した廃棄物処理施設の整備
3. 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
4. 効率的な事業の実施
5. 地域住民等の理解と協力の確保
6. 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化
7. 災害対策
8. 人札及び契約の適正化

### 目標

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提に、廃棄物の適正な循環的利用や適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図る

	旧整備計画			現行整備計画	
	H14実績	H17実績	H19目標	H19見込	H24目標
(新)ごみ総排出量(万トン)	(5,420)	(5,273)	—	5,200	5,000
ごみのリサイクル率(%)	15.9	19.0	21	約20	25
ごみ減量処理率(%)	95.7	97.1	97.0	約98	概ね100
一般廃棄物最終処分場の残余年数	13.8	14.8	約14	約15	約15
(新)ごみ焼却施設の総発電能力(メガワット)	(1,365)	(1,515)	—	1,630	2,500
浄化槽処理人口普及率(%)	7.8	8.6	約11	約9	約12

20



# 京都議定書目標達成計画の改定

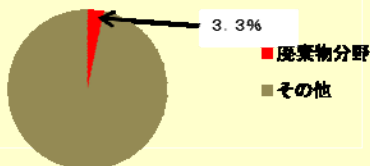
(廃棄物分野における地球温暖化対策)

(平成20年3月閣議決定)

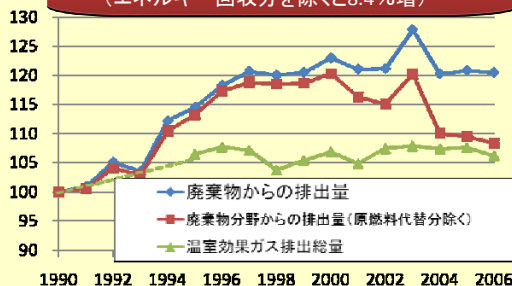
## 現状

日本の温室効果ガス総排出量における廃棄物分野の割合3.3%(平成18年度)

日本の温室効果ガス総排出量における廃棄物分野の割合(%)



1990年度比で約21%増  
(エネルギー回収分を除くと8.4%増)



### 排出事業者

- 経団連自主行動計画
- ・3Rの一層の推進
- ・生分解性産業廃棄物の最終処分量削減 等

### 処理業者

- 全産連自主行動計画
- ・3Rの推進
- ・生分解性産業廃棄物の最終処分量削減
- ・廃棄物発電の推進 等

### 消費者

- ・ごみ有料化等を通じた発生抑制への取組
- ・分別排出の徹底 等

**低炭素社会・循環型社会の同時実現**

21

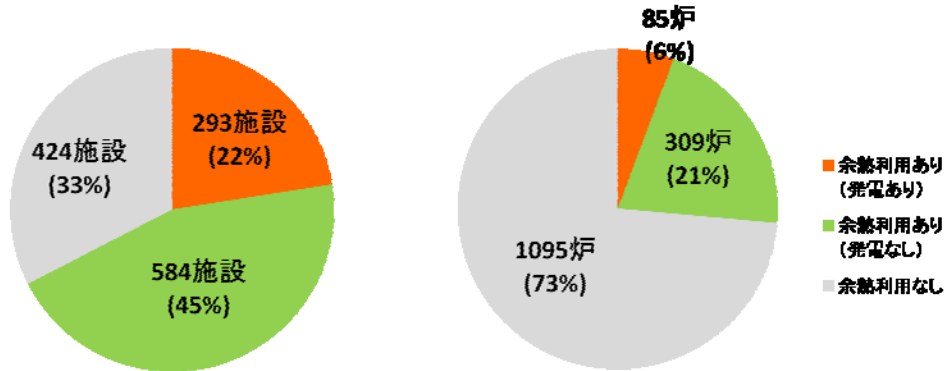
## 廃棄物分野における対策の概要

(現行の京都議定書目標達成計画における対策の一覧)

	具体的な対策	単位	対策なしケース	現行対策ケース	削減量
CO <sub>2</sub> (エネルギー起源)	新エネルギー対策の推進 (廃棄物発電含む)	CO <sub>2</sub> 削減量 (万トン-CO <sub>2</sub> )	-	-	[新エネ全体 (4690)の内数]
	廃棄物の焼却に由来する 二酸化炭素排出削減対策の推進 (一般廃棄物)	焼却量(千トン) CO <sub>2</sub> 排出量 (万トン-CO <sub>2</sub> )	<5298> 1414	<4476> 1195	<822> 219
CO <sub>2</sub> (非エネルギー起源)	廃棄物の焼却に由来する 二酸化炭素排出削減対策の推進 (産業廃棄物)	焼却量(千トン) CO <sub>2</sub> 排出量 (万トン-CO <sub>2</sub> )	<5556> 1514	<4276> 1181	<1280> 333
	廃棄物の最終処分量の削減等 (一般廃棄物)	最終処分量(千トン) CH <sub>4</sub> 排出量 (万トン-CO <sub>2</sub> )	<819> 236.2	<310> 201.4	<509> 34.8
メタン・二酸化窒素	廃棄物の最終処分量の削減等 (産業廃棄物)	最終処分量(千トン) CH <sub>4</sub> 排出量 (万トン-CO <sub>2</sub> )	<343> 121.8	<123> 103.1	<220> 18.7
	一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等	N <sub>2</sub> O排出量 (万トン-CO <sub>2</sub> )	76.0	54.7	21.3
フロン	法律に基づく冷媒として機器に充填されたHFCの回収等 (カーエアコン冷媒含む)	フロン回収量 (万トン-CO <sub>2</sub> )	-	-	306 (カーエアコン)
	<b>【合計】</b>	(万トン-CO <sub>2</sub> )	-	-	<b>933</b>

22

## 余熱利用施設の状況（平成18年度）



**一般廃棄物 焼却施設**  
(市町村、一部事務組合が設置した1301の焼却施設)

**産業廃棄物 焼却炉**  
(調査に対する回答のあった1489炉)

23

## 循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進地域計画 ～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～

○対象地域 人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域を構成する市町村  
(沖縄、離島等は特例として対象)

○3R推進のための目標

発生抑制	一人一日当たりのごみの量 (○年比△%減)
リサイクル	リサイクル率 (○年比△%増)
エネルギー回収	ごみトン当たり発電電力量(OkWh/t)
最終処分	最終処分されるごみの量 (○年比△%減)

【今後】  
ごみ処理事業のCO<sub>2</sub>削減量、熱利用量、バイオマス利用量等の目標設定を検討

○目標を実現するための政策パッケージ

- マテリアルリサイクル推進施設：容器包装リサイクル、リサイクルプラザ
- エネルギー回収推進施設：高効率発電（増設含む）・生ごみバイオガス化
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設：肥飼料化、汚泥再生処理センター
- 浄化槽：経済的・効率的な生活排水処理
- 最終処分場：安全で信頼性の高い最終処分、最終処分場再生事業

★PFI事業も同様に交付金で支援：廃棄物分野のPFI導入は19件(地方自治体PFI導入件数の1割)

○交付金の額の算定

調査・計画支援事業：生活環境影響調査等  
施設長等研修計画策定支援事業等  
対象事業費の1/3を市町村に一括交付(循環型社会の形成をリードする先進的モデル施設(高効率メタン回収プラント、高効率ごみ発電施設)は対象事業費の1/2を交付)

※平成21年度以降：①循環型社会形成推進計画を一處処理計画で代替可、②地域協議会設置義務を廃止

24

## 高効率ごみ発電設備の導入推進

### 市町村の導入の誘因

発電効率23%以上に相当する施設に対する  
循環型社会形成推進交付金の交付率の見直し  
1/3 → 1/2

【初期投資】 市町村負担が軽減 + 売電収入  
【維持管理費】

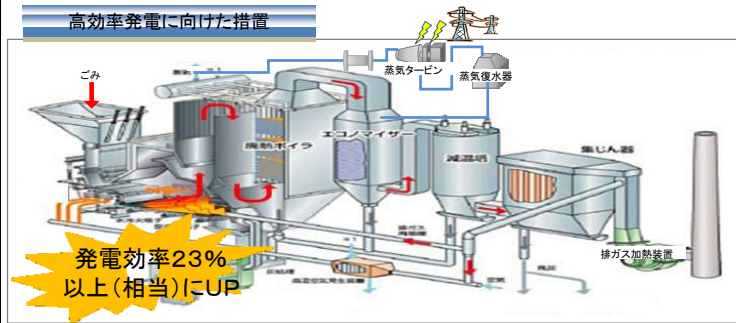
### 高効率発電の導入効果

ごみ発電でのCO2削減 → 排出権購入の削減

国内での社会基盤整備の促進

導入進展⇒技術開発促進⇒CO2削減

### 高効率発電に向けた措置



高効率発電は、売電が前提

タービン前後の圧力差を増して効率up

ボイラ温度・圧力を高め効率up

排ガスで放散される熱をさらに回収

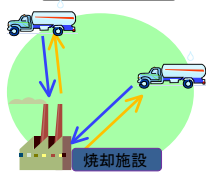
景観対策設備を排除し、熱を有効利用

炉内空気量を減らして炉内温度up

25

## 効率的なごみ収集・輸送のための施設整備

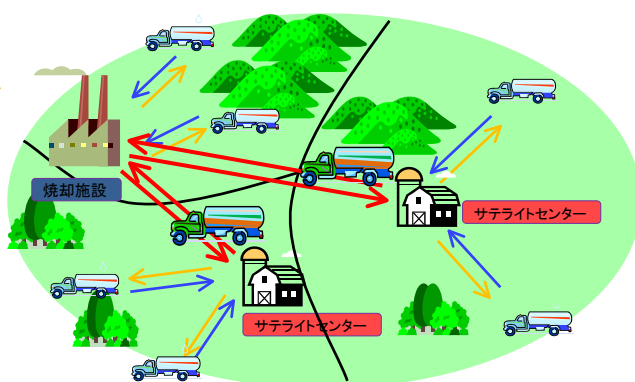
### A市



### サテライトセンター

ごみ処理の広域化に伴って、焼却施設・最終処分場等への輸送を効率よく行うため、小型・中型収集車のごみを拠点にて圧縮して大型車に積み替え、効率的に運搬する。

### 広域化(A市+B町+C村)



### 導入効果

#### 効率的な発電、ダイオキシン対策

焼却処理の広域化を図ることができ、施設を集約することで一定規模以上の連続炉で効率的な発電・熱回収を行える。また、安定的な焼却処理はダイオキシン削減対策にもなる。

#### CO2の削減、交通渋滞緩和

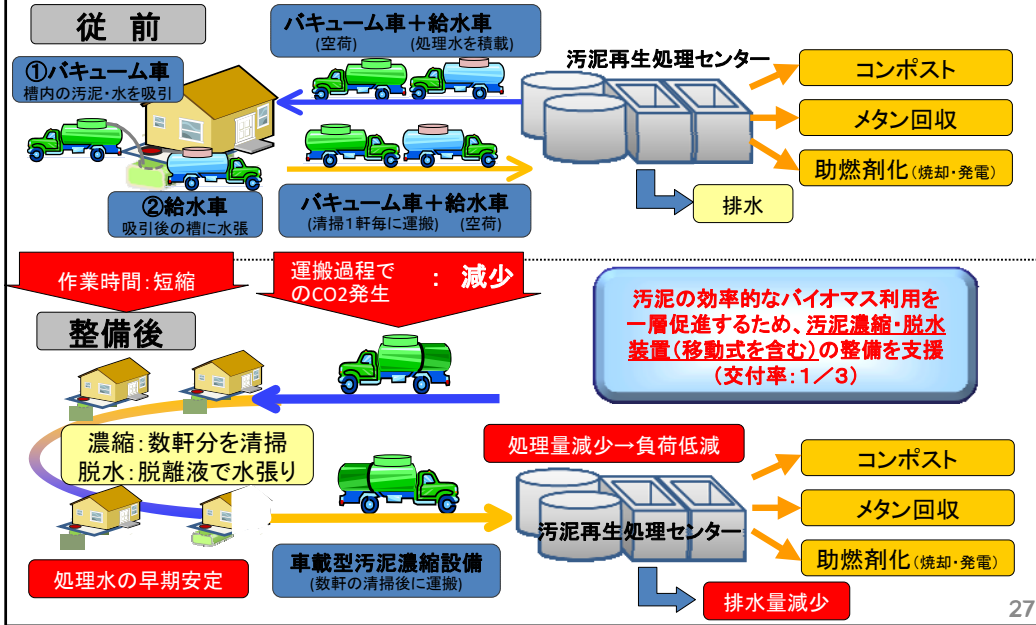
広域処理が進むと、収集車がそのまま遠方の焼却施設まで運搬するのはかえって非効率となる。大型車に積み替えることで、総合的な輸送費・輸送面における効率化を図ることができる。

#### トータルコストの削減

複数の施設を集約することで公共事業費(建設)・維持管理費を縮減。収集範囲が広がり運搬費は高くなるが、当該施設を活用することで費用を抑制でき、ごみ処理に係わる総合的な費用としては経済性を実現。

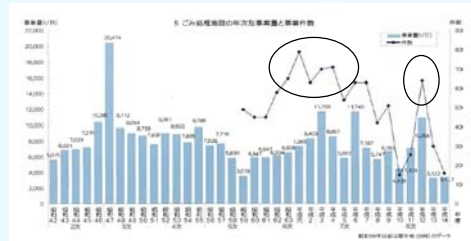
26

## 効率的な浄化槽清掃のための設備増強



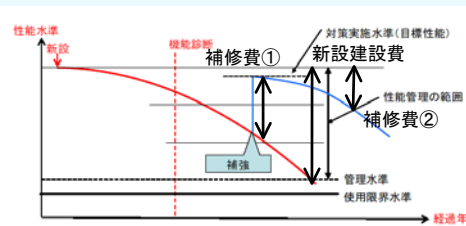
## 廃棄物処理施設のストックマネジメントと循環型社会形成推進交付金

### 更新整備が必要な施設の増加



>平成元年度付近に施設整備が増加、現在、建設後20年以上経過した施設の割合は約31%、10~20年経過した施設は約47%に達している。今後、これら施設の更新整備が増加する。

### ストックマネジメントによる予防保全



>補修費①+補修費② < 新設建設費

>廃棄物処理施設に求められる性能が、管理水準以下に低下する前に、機能保全コストの最小化の観点から、経済的に耐用年数の延伸を図る目的で実施する。

### 施設の劣化状況、安全性の低下



### 廃棄物処理施設長寿命化計画策定への支援

>施設の構造性能の低下が致命的になる前に補修・補強等を実施する予防保全対策によって経済的かつ効率的に施設の長寿命化を図ること、施設の性能を満足したままの延命化により財政負担も軽減し、既存ストックの有効利用が図られる。

>市町村が行う**廃棄物処理施設長寿命化計画の策定**に対し、**平成21~25年度**(各種地域振興法対象地域においては27年度)において**循環型社会形成推進交付金**制度において支援。

>この期間以降に交付金を活用した廃棄物処理施設整備事業を実施する場合、本計画の策定・運用が要件の一つとなる。



# 良いごみ処理基本計画とは何か


(株)地域計画建築研究所 小泉 春洋

## 1. はじめに

### ○良いには，様々な評価軸

- ◆低環境負荷&適正処理を実現できる計画
- ◆財政的実現可能性の検討を加味した計画
- ◆進行管理の仕組みを構築し着実に実行される計画
- ◆当該市町村の課題を的確に解決できる計画

### ○ごみ処理基本計画の役割の変化を踏まえて良い計画を検討



## 2. 最近のごみ処理基本計画 の役割と具体例

### ○ 2. 1 最近のごみ処理基本計画の役割

廃棄物の適正な処分＝処理施設の整備



ごみ減量の推進（排出抑制のための方策）



環境への負荷の少ない循環型社会の形成

◎地域における循環型社会形成推進のための基本計画

## 2. 2 循環型社会形成推進のための ごみ処理基本計画の具体例

### ○ 2. 2. 1 奈良市のごみ処理基本計画の基本構想

古都奈良の構成員としての自覚のもとに、  
全ての人や組織がごみに対して  
責任を持って行動し、**循環型都市を支える**

（奈良市）



図2.1 ごみ処理基本計画の基本理念

## 2. 2循環型社会形成推進のための ごみ処理基本計画の具体例

### ○ 2. 2. 1 奈良市のごみ処理基本計画の基本構想

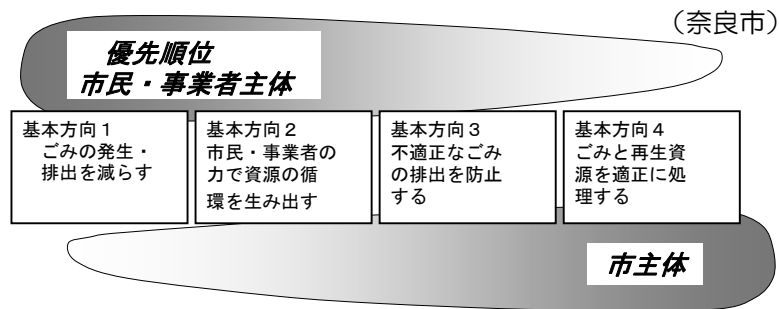
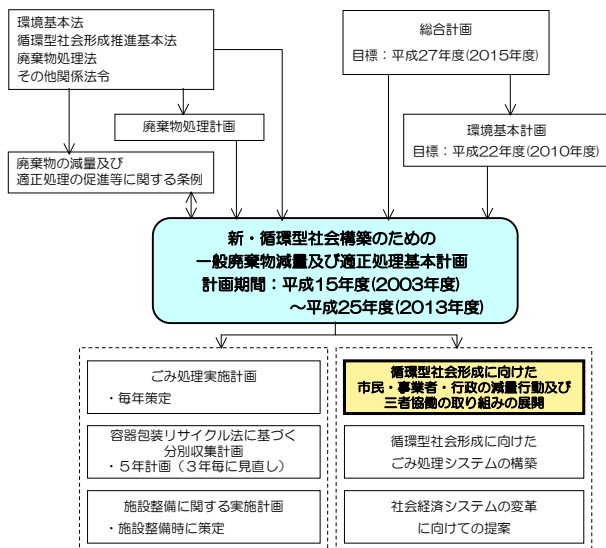


図2.2 基本方向と取り組みの主体

## 2. 2循環型社会形成推進のための ごみ処理基本計画の具体例

### ○ 2. 1. 2 枚方市のごみ処理基本計画(現在改訂 中)の計画の性格と位置付け

図2.3 ごみ処理基本計画の性格と位置付け



### 3. 良い計画とは？

#### ごみ処理基本計画の役割

地域における循環型社会の形成

発生抑制・再使用・再生利用の拡充

- 市民や事業者の参加・協力
- 役割分担と主体的行動の浸透
- 協働責任の確立と協働の取り組みの展開

市民・事業者と行政の三者が協働して、  
ごみ減量に取り組む



i. 何のためにどのような目標を掲げているか、多くの関係者に伝わる計画

(例)

- 清掃工場建設を間近に控えていた枚方市



基本理念

「自己責任のもとに参加と協働で、循環型社会の構築と焼却ごみの半減を目指す」

ii. 行政がリーダーシップをとり、推進する施策のステップを明確にして、実行する計画

(例)

(2) リサイクルに適した分別収集システムの整備

	短期 (平成11～平成15年度)	中期 (平成16～平成20年度)	後期 (平成21～平成25年度)
分別収集の見直し	(一部見直し)	(新規分別収集)	
リサイクルプラザの整備			
収集・運搬体制の確立	(効率的収集・適切な収集頻度等への対応、収集区域等の見直し、収集ステーションの適正配置、リサイクルに適した収集機材の導入 など)		
分別排出マナーの徹底	(分かりやすい名称、分別収集カゴ等の作成、透明袋の導入、ごみ減量等推進員の設置 など)		

(門真市)

iii. 市民や事業者が個々の行動において  
 どれだけ努力すればよいなどが  
 分かる計画

(例) 表2.1 減量目標達成のための分別協力率

		現在 平成18年度 (2006年度)	目標年度 平成23年度 (2011年度)
発生	家庭系	0.0%	0.3%
	事業系	0.0%	0.3%
家庭系 資源化	〔古紙〕 ・紙・布分別収集 ・集団回収 等	77%	80%
	〔その他紙製容器包装〕 ・集団回収 等	0%	7.5%
	〔古布〕 ・綿・布分別収集 ・集団回収 等	71%	78%
	〔その他プラスチック製容器包装〕 ※ (白色トレー含む) 等	10%	15%
	〔ペットボトル〕 ・集団回収 等	49%	57%
	〔ガラスびん類〕 ・ガラスびんの分別収集 ・集団回収等 等	59%	76%
	〔古紙類等〕 ・分別して資源回収業者に 引き渡し ・オフィス即内会 等	30%	40%
	市民1人1日当たりの減量化量 (家庭系+事業系)	241 g	291 g
	市民1人1日当たりごみ処理量 (家庭系+事業系) ※焼却量+焼却灰以外の埋立量+選出物量	951 g	894 g

(豊中市)

iv. 多くの市民が計画策定に関与する策定  
 過程と策定以降の市民・事業者のごみ  
 減量の取り組み展開への支援

(例)

上流対策に重点を置いたごみ減量化の促進

市民公募型パートナーシップ事業

エコ商店街推進事業

(京都市)

## 4. おわりに

「ごみ処理基本計画」と「地域における循環型社会形成推進のための基本計画」との融合を図っていくべき

